

18歳から大人 = 成年年齢の引き下げ

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年に達すると、自分だけで携帯電話の契約やクレジットカードの作成などができるようになる反面、自分の判断やその行動に責任を負うこととなります。また、18・19歳の人に未成年者取消権(未成年者が法定代理人の同意を貰わずに結んだ契約を、なかったことにできる権利のこと)が認められなくなります。

▶なぜ成年年齢が引き下げられるの?

近年わが国では、選挙をはじめとして国政上の重要な事項の判断に関して、18歳・19歳の人を大人として扱うという政策が進められ、民法でも18歳以上の人を大人として取り扱うのが適切ではないかという議論がされるようになりました。その結果、18歳・19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的として、成年年齢を引き下げることとなりました。

▶こんなトラブルに注意を! — 悪質業者は成年に達したばかりの若者を狙っています —

●定期購入

事例:動画サイトやインターネットの広告を見て、「お試し500円のサプリメント」を購入。2回目を頼んだ覚えがないのに商品が到着し、定期購入となっていることがわかった。

アドバイス…契約内容や条件を、細かいところまでしっかり確認しましょう。また、購入した業者や最終確認画面など経緯がわかる画面などを撮影、印刷して記録を残しましょう。

注意!

通信販売にはクーリングオフ制度は適用されず、消費者が一方的に契約を取り消すことはできません。販売業者が自主的に定める規約などがあるかどうかよく確認しましょう。

●副業・もうけ話

事例:新型コロナウイルスの関係でアルバイトがなくなったことで収入が減り、インターネット上で見つけた副業サイトに登録した。しかし、何かと理由をつけて電子マネーを要求され、気づいた時には100万円以上支払っていた。

アドバイス…サイトに掲載された内容が本当なのか、情報収集をするようにしましょう。もしサイトから金銭を要求され、支払ができないときは、お金を借りてまですることなのか、考えてみることも大切です。身近な人からの勧誘でも、やりたくない時や怪しいと思った時はきっぱり断りましょう。

●美容・エステ等の契約

事例:エステの施術に関して回数や期間を決めて契約したが、「予約が取れない」や「思うほどの効果がない」などの理由で解約を申し出た。しかし、まだ受けていない回数や期間分の代金が返金されない。

アドバイス…契約内容(特に、期間が長い物や回数が多い物は途中解約についての規約など)をよく確認しましょう。契約するときはひとりで決めずに、親や身近で信頼のおける年長者へ相談をすることも重要です。

「大人」なので…

なぜ安いのか?

本当に効果があるのか?

なぜ儲かるのか?

など、いろいろな方向から客観的に考える習慣を身に着けることが大切です。

自分で考え、わからないことは調べる!

それでもわからないことは、信頼のおける人や専門の機関に聞く!
この二つの行動が、自身や周りの人を消費者トラブルから守ることに繋がります。

▶18歳でできること、できないこと

できること	できないこと
<ul style="list-style-type: none">●親の同意なしで契約を結ぶこと(携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードをつくる・賃貸住宅の契約)●10年間有効のパスポートを取得すること●公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格を取得すること●性同一性障がいの人が性別の取り扱いの変更審判をうけること	<ul style="list-style-type: none">●飲酒●喫煙●競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(勝馬投票券など)を買うこと●養子を迎えること●大型及び中型自動車運転免許を取得すること

若者に知ってほしい消費者トラブル情報
消費者庁LINE公式アカウント「**消費者庁 若者ナビ!**」が開設されています。

●QRコード:下記のQRコードを読み取り、友だち登録



消費者庁「18歳から大人」特設ページ…消費者庁のホームページに成年年齢引き下げに関する情報が掲載(URL)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lover_the_age_of_adulthood/

国民生活センターの若者トラブル…実際の若者のトラブル事例が掲載(URL)
https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html

☎ 総務課 総務係 ☎57-8500